



令和3年3月29日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
労働雇用課	労働企画係	棚橋	内線3122 直通 058-272-8402 FAX 058-278-2676

「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」の募集開始

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を促進するため、そうした方を正規雇用労働者として雇用する中小企業事業主に対して、奨励金を支給する「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」を創設しました。

このたび、同奨励金の募集を開始しますので、お知らせします。

記

1 奨励金の概要

◇支給額

対象労働者1人当たり20万円

※ 6か月を超えて継続して雇用した場合に限る。

※ 1事業所当たり2人までとする。

(対象労働者が就職氷河期世代の場合は、1人当たり30万円)

※ この奨励金において「就職氷河期世代」とは、生年月日が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間、かつ、前職が正規雇用労働者として雇用されていない者をいう。

◇対象労働者の要件

(1) 令和2年1月27日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者であること。

(2) 県内に住所を有する者であること。

◇対象事業主の要件

(1) 対象労働者を令和3年4月1日から令和3年8月31日の間に、ハローワークからの紹介により正規雇用労働者(1週間の所定労働時間が30時間以上)として雇用したこと。

(2) 岐阜県税の滞納がないこと。

(3) 対象労働者の主たる勤務地は、県内の事業所とすること。

(4) 対象事業者を雇い入れた日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと。

(5) 支給申請日の前日から起算して過去3年の間に、対象労働者を事業主の都合で解雇していないこと。

2 募集期間

令和3年4月1日（木）から申請受付開始（郵送に限る。）

※ 「奨励金支給申請書」の提出期限は、対象労働者を雇い入れた日から30日以内（当日消印有効）です。

3 申請方法

「奨励金支給申請書」に必要書類を添付し、申請期限までに下記申込先へ郵送により申請してください。

募集チラシや各種様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

岐阜県庁トップ > 産業・農林水産・観光 > 労働・雇用 > 就労支援 >
新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/rodo/shuro-shien/>

4 申請・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 労働雇用課 離職者雇用奨励金受付係
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11 階
TEL : 058-272-1111（内線 3122）